

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトンほか

被告 国ほか

## 準備書面 5

(求釈明)

2024年11月22日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 谷 口 太 規

同 弁護士 戸 田 善 恭

同 弁護士 西 愛 礼

同 弁護士 宮 下 萌

原告ら復代理人弁護士 千 葉 飛 鳥

原告らは下記の事項について求釈明を申し立てる。

## 記

### 第1 原告シェルトンに対する職務質問について

被告東京都は、原告シェルトンの職務質問を実施した理由として、原告シェルトンに交通違反が現認されたためであると主張する（被告東京都準備書面（1）9ページ以下、同準備書面（3）2ページ以下）。これに対し原告シェルトンはそもそも交通違反などしておらず、被告東京都が交通違反を口実に外国人に対する差別的な職務質問の運用を実施していると主張している。そして実際に交通違反などをしていない根拠の一つとして、交通違反切符が切られていないこと（反則告知が行われ検挙されていないこと）を挙げている。これに対して被告東京都は、道路交通法違反指導取締り基準（乙B11）を提出し、道路交通違反行為があつたとしても、第一に「違反の態様」欄に定める態様に該当するものについては、直ちに検挙（告知）を行わず、指導警告の対象とする、第二に「次のいずれかに該当する行為」についても、直ちに検挙（告知）を行わず、指導警告の対象とするとの取締基準があるから、原告シェルトンが交通違反をしたとしても検挙されていないことはおかしくない旨主張する（被告東京都準備書面（1）22ページ）。

しかし、抽象的に、交通違反がなされても反則告知が行われない事例があることは、原告シェルトンに対する職務質問が交通違反事実がないのにも関わらずなされたものであることを否定することにはならない。実際に原告シェルトンの交通違反の態様が上記基準（乙B11）の「違反の態様」欄に定める態様に該当していたか、または上記「第2の基準」に該当していたか、いずれかが具体的に主張される必要がある。

ところが、被告東京都は、乙B11の提出にあたり、あろうことか「違反態様」欄を全て黒塗りにし、また上記「第2の基準」に該当する行為も全て黒塗りにしている。これでは、被告東京都が主張する原告シェルトンの違反行為が、いずれの事

項に該当するために検挙（告知）が行われなかったものか不明である。

被告東京都においては、原告シェルトンの違反行為に対し検挙（告知）をしなかった理由について、当該取締り基準のいずれに該当するのか、乙B 1 1の該当部分の黒塗りを開示した上で明らかにされたい。

## 第2 外国人を差別的に取り扱うことを防止するための研修内容についての資料の開示について

前回期日において、裁判所は、被告東京都に対し「研修内容についての追加の資料が出せるか検討する」よう釈明した。

これに対し被告東京都は、準備書面（3）2ページにおいて、「乙B 6号証ないし乙B 9号証にはタイトルしか記載されていないとして、具体的な教養内容を記載した資料等の提出を求めるようであるが」と釈明事項を乙B 6ないし乙B 9に限定して回答する。

しかし、裁判所が前回期日において求めた釈明事項は「研修内容についての追加の資料」全般である。被告東京都が実施する職務質問において外国人を差別的に取り扱う運用が構築・実施されていたことを原告が主張したところ、被告東京都からそのような運用は構築・実施されていないことの根拠として「人権に配慮した職務執行を行うための教養が行われて」いることを立証趣旨として乙B 1ないし乙B 5が提出された。そのため、原告において、外国人を差別的に取り扱わないこともかかる教養の具体的な内容とされているかを明らかにすることを求め、裁判所が上記釈明に至ったという経緯である。

この経緯を踏まえれば、被告東京都においては、乙B 1ないし乙B 5についても、「研修内容についての追加の資料」の提出をし、これら研修が具体的に外国人を差別的に取り扱わないことを実際の内容としているのか、それとも抽象的な人権教育に留まるのかについて明らかにすべきである。例えば乙B 1号証・乙B 2号証には「人権の尊重」という「教授細目」が記載されているが（それぞれ別表2頁）、当

該教授内容において職務質問に際して外国人を差別的に取り扱わないことは教授されているのか。具体的な教授内容がわかる資料の開示とともにその事実が明確にされるべきである。

また、乙B 3号証・乙B 4号証には、「職務倫理の基本」という教授細目があり、その教授目標として「人権の国際的潮流・・外国人等にかかわる各種人権課題と人権に配慮した職務執行の重要性について理解させる」とあるが（それぞれ別添1・1頁）、どのように「人権に配慮」すべきと教授されているのか、その具体的な教授内容がわかる資料の開示とともにその事実も明確にされるべきである。

以上